

入札公告

一般競争入札を下記のとおり実施する。

令和 7 年 11 月 11 日

宮崎県立宮崎病院長 嶋本 富博

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 周産期ネットワークシステム 一式

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和 8 年 3 月 31 日

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法

ア (1) の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 開札した場合において、予定価格の制限範囲以内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

ウ 入札の回数は、2 回を限度とする。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この入札に参加する資格を有する者は、次の各号をすべて満たす者とする。

ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号。以下「要綱」という。）に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。

オ 宮崎県知事からの要綱に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けてないこと。

なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1) イ及びウに掲げる入札参加資格を判断するために必要な書類として、①及び②を令和 7 年 11 月 21 日（金）までに宮崎県立宮崎病院医

事・経営企画課に提出しなければならない。

- ① 入札機器のカタログ
- ② 保守、点検、修理その他のアフターサービスの迅速な提供体制を証明する書類
(別紙様式1)

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
宮崎市北高松町5番30号
郵便番号880-8510 電話番号0985(38)4112
- (2) 期間 令和7年11月11日(火)から令和7年11月25日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
- (2) 期間 令和7年11月11日(火)から令和7年11月25日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

5 入札と開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年11月26日(水) 午前10時00分
- (2) 場所 宮崎県立宮崎病院 4階 44会議室

6 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

7 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
宮崎市北高松町5番30号
郵便番号880-8510 電話番号0985(38)4112

10 その他

その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。